

市原市保育の必要性の認定に関する基準について  
子育て支援部保育課

平成26年8月10日

# 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する 基準骨子案について

- 子ども・子育て支援新制度では、就学前の子ども一人ひとりにつき「保育の必要性があるか、保育は1日何時間の利用か」等の認定を市が行なう。  
(子ども・子育て支援法第19条・第20条)  
 ←認定基準は子ども・子育て支援法施行規則第1条により定められている。  
 ⇒市の裁量部分(子ども・子育て支援法施行規則第1条第10号)の検討  
 保育認定における就労時間の下限(平成26年度第1回いちはらっこの子育て支援会議で市原市案として提示済)

## 【認定の区分】

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定(教育標準時間)	認定こども園・幼稚園
	あり	2号認定(保育標準時間) 2号認定(保育短時間)	認定こども園・保育所
満3歳未満	なし	認定対象外	
	あり	3号認定(保育標準時間) 3号認定(保育短時間)	認定こども園・保育所・地域型保育事業

# 1. 市町村にて検討が必要な事項

保育の必要性の認定について、以下の3点について基準を策定する。

- ① 「保育の必要性」の事由: 労働又は疾病その他の事由に類する状態として市町村が認める事由(子ども・子育て支援法第19条及び同法施行規則第1条第10号)

※保育の必要性の認定基準については、子ども・子育て支援法施行規則第1条にて定められたとおりであり、市町村にて検討が必要なのは、上記の第10号の部分のみ。

- ② 「保育の必要量」の区分: 上記①の各事由における「保育標準時間認定」又は「保育短時間認定」の区分(子ども・子育て支援法第20条及び同法施行規則第4条)
- ③ 保育の優先利用: ひとり親家庭や虐待の恐れがあるケースの子ども等、個々のケースについて(改正児童福祉法第24条第4項)

# 子ども・子育て支援法(抜粋)

(支給要件)

- 第19条** 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。
- 一 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
  - 二 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
  - 三 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(市町村の認定等)

- 第20条** 前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。
- 2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。
  - 3 市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。
  - 4 市町村は、第1項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。
  - 5 市町村は、第1項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。
  - 6 第1項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

# 子ども・子育て支援法施行規則(内閣府令第44号平成26年6月9日)抜粋

(法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由)

**第1条** 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

一 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。

二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

四 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。

五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

六 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。

七 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

八 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(イに該当する場合を除く。)

九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

## 子ども・子育て支援法施行規則(内閣府令第55号平成26年7月17日)抜粋

(保育必要量の認定)

**第4条** 保育必要量の認定は、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)又は平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分に分けて行うものとする。ただし、申請を行う小学校就学前子どもの保護者が第1条第2号、第5号又は第8号に掲げる事由に該当する場合にあっては、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間まで)とする。

2 市町村は、第1条第3号、第6号又は第9号に掲げる事由について、保育必要量の認定を前項本文に規定する区分に分けて行うことが適当でないと認める場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該区分に分けないで行うことができる。

## 改正児童福祉法(抜粋)

**第24条** 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。

4 市町村は、第25条の8第3号又は第26条第1項第4号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること(以下「保育の利用」という。)の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

# 2-1.【事由】 国の基準と市の基準案の内容比較

## (1)【市原市案】

項目	国基準	本市基準案
<p>保育の必要性の理由</p>	<p>児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合 (子ども子育て支援法施行規則に示すとおり)</p> <p>①一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間もないこと</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること</p> <p>④同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること</p> <p>⑤震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること</p> <p>⑥求職活動(起業準備を含む)</p> <p>⑦就学(職業訓練校等での職業訓練を含む)</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩<u>その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</u></p>	<p>左記のとおりとする。ただし、①については次の通りとする。</p> <p>① 就労時間は60時間を下限とする。</p> <p>一般的に個々の事案ごとに認定の可否を判断する場合に用いられることが多く、あらかじめ規定することを要しない。</p>

## 2-2.【事由】市町村における検討事項

### ■ 就労時間の下限について

- ・ 保育認定における就労時間の下限については、60時間とする。

現在	60時間(1日4時間かつ月15日以上就労)
<b>新制度</b>	<b>60時間(現状維持)</b>
理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 下げる⇒現在待機児童が居る中で、入所可能者は増えない。</li><li>・ 上げる⇒現在利用できている子が利用できなくなる。(移行措置はあり)</li></ul>

### ■ 子ども・子育て支援法施行規則第1条第10号

- ・ 第1～9号以外の市町村が認める事由について、あらかじめ規定するかどうか。  
⇒想定していない事由が生じた場合、個々の判断において対応するものとし、特段規定しない。



## 【参考資料：国基準と現行基準との比較】

国基準	市原市現行基準【条例】	市原市現行【条例施行規則】	市原市現行基準【事務取扱要領】
①就労 ・一月において、48時間から64時間までの範囲内で、月単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋間に居宅外で労働することを常態としていること。</li> <li>・屋間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</li> </ul>	(外勤・自営)1日4時間以上で月15日以上 (農林業)1日4時間以上で月15日以上 耕作面積40アール以上 (内職)1日5時間以上で月20日以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用主が証明した、就労証明書の提出が必要</li> <li>・自営又は内職等で就労証明書が提出できないときは、就労の状況を記載したものの提出が必要</li> </ul>
②妊娠・出産 ・妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	・妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	・出産月前後2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産により保育の実施が必要である場合には、出産予定日が記載された医師の診断書又は母子手帳の写しの提出が必要</li> </ul>
③保護者の疾病・障害 ・疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	・疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね1月以上の入院</li> <li>・疾病のためおおむね1月以上の常時臥床</li> <li>・医師が長期加療(安静)を要すると診断した者</li> <li>・医師が定期的通院を要すると診断した者</li> <li>・身体障害者手帳及び療育手帳を所持する者並びに同程度の障害を有すると市長が判断した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気等により保育の実施が必要である場合は、医師の診断書又は身体障害者手帳・療育手帳等の写しの提出が必要。</li> </ul>
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看護をしていること。	・長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね1月以上家族(親族)の入院付添にあたる者</li> <li>・家族の長期居宅療養等介護にあたる者</li> <li>・心身障害者の介護、通園、通院、通学等にあたる者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護等により保育の実施が必要である場合は、看護を受ける者の医師の診断書又は身体障害者手帳・療育手帳等の写しの提出が必要</li> </ul>
⑤災害復旧 ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたること。	・震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたること。	・火災、風水害等で家屋が失われ、復旧にある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により保育の実施が必要である場合は、その状況を証するものの提出が必要</li> </ul>
⑥求職活動 ・起業準備も求職活動に含む。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職中 各年度につき2ヶ月間の期限付きとする。ただし、面接の結果が翌月の上旬となる場合等は、1ヶ月間の延長を認める。 (起業準備は、就労として扱っている。)</li> </ul>
⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練校、専門学校、大学、高等学校に通う者。 (通信教育は不可)</li> </ul>
⑧虐待やDVのおそれがあること			<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置、児童相談所から入所依頼のあった者及びその他これに類するケースにある者。</li> <li>・DVIについては、規程はないが運用上認めている。</li> </ul>

国基準	市原市現行基準【条例】	市原市現行【条例施行規則】	市原市現行基準【事務取扱要領】
<p>⑨育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行制度における取扱いを踏まえ、保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所に入所していた子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえ、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上、環境の変化に留意する必要がある場合</li> <li>イ 保護者の健康状態やその子どもの発達上、環境の変化が好ましくないと考えられる場合</li> </ul> </li> <li>など、市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、継続入所を可能とする。</li> <li>・育児休業前に保育所等を利用しているケースで、上記に該当しないため、一旦保育所を退所し、育児休業からの復帰に伴い再度保育所等を利用することを希望する場合は、優先利用の枠組みの中で対応。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業中における継続入所 下の子の1歳の誕生日の前日までの1年間の期限付きとする。ただし、復帰日に入所申請をしたにも関わらず、待機になった場合は、その年度の3月末日までの期限付きとする。</li> <li>※育児休業中における児童の継続保育を希望する場合は、育児休業中における児童の継続保育申立書の提出が必要</li> <li>※保育所入所保留による育児休業中における児童の継続保育延長を希望する場合は、育児休業中における児童の継続保育の延長申立書の提出が必要</li> </ul>
<p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が認める前各号に類する状態であること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>※その状態であることを証するものの提出が必要</li> </ul>
<p>(その他の検討事項)</p> <p>○同居親族等による保育について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者本人の事由により判断することを基本とし、同居親族等の支援を受けられない保護者との関係を調整指数における減点など、市町村の判断に基づき、優先度上の取扱いを考慮することが可能。</li> <li>その際、高齢や要介護など同居親族の心身状況も併せて考慮することも可能とする。</li> </ul> <p>○インターンについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その具体的な態様・期間などの状況に応じて、「就労」「求職活動」等に該当するものとして認定を行う。又は、一時預かり事業による対応とする、といった柔軟な対応をとることとする。</li> </ul> <p>○ボランティアについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その具体的な態様・期間などの状況に応じて、一時預かりで対応する。又は、「災害復旧」「その他上記に類する状態として市町村が認める場合」に該当するものとして認定を行う、といった柔軟な対応をとることとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居の親族その他の者が、当該児童を保育することができないと認められる場合のみ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンについては、就労証明があれば、就労として認めている。 ⇒就労と同様の扱いとし、①の中で整理</li> <li>・ボランティアについては、規定なし(認めていない)</li> </ul>

### 3.【区分】 認定区分についての市原市案

- 認定区分の2号と3号に該当する保育認定については、「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」の2区分を設ける。(子ども・子育て支援法施行規則第20条及び同法施行規則第4条)

⇒各事由について、それぞれ2区分する要件を定める必要がある。

- 平成26年度第1回いはらっこの子育て支援会議において審議済み

保育認定		月あたりの就労時間	備考
保育標準時間 1日11時間まで	下限	120時間(週30時間×4週)超	フルタイムを想定
	上限	120時間以下	パートタイムを想定
保育短時間 1日8時間まで	上限	120時間以下	パートタイムを想定
	下限	48~64時間で各自治体が決定	

⇒保育認定における就労時間の下限⇒1ヶ月あたり60時間とする。

- 検討事項

- ・ 就労以外の事由については、国からの数値等が示されていないため、現在検討中。  
虐待／DVを除き、原則短時間認定とし、標準時間を希望する場合は別途申告を求める方向で検討している。

## 【検討状況】

事由	区分	検討状況
①就労	標準時間	就労時間の下限 1週当たり30時間(月120時間)以上
	短時間	就労時間の下限 1ヶ月当たり60時間以上
②妊娠出産	標準時間	・区分を設けず、利用者負担も一律とする
	短時間	
③保護者の疾病・障害	標準時間	・「区分を設けることを基本とする」と国から示されているが、具体的な数値等は示されていないため、現在検討中。
	短時間	
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	標準時間	同上
	短時間	
⑤災害復旧	標準時間	・区分を設けず、利用者負担も一律とする
	短時間	
⑥求職活動	標準時間	・「区分を設けることを基本とする」と国から示されているが、具体的な数値等は示されていないため、現在検討中。
	短時間	
⑦就学	標準時間	同上
	短時間	
⑧虐待やDVのおそれ	標準時間	・区分を設けず、利用者負担も一律とする
	短時間	
⑨育児休業中の継続利用	標準時間	・「区分を設けることを基本とする」と国から示されているが、具体的な数値等は示されていないため、現在検討中。
	短時間	
⑩その他市町村が認めるもの	標準時間	同上
	短時間	

※②、⑤、⑧については、区分を設けず利用者負担も一律とする旨が国から示されている。

## 4-1.【優先利用】 優先利用の取り扱いについて

- 現在、国の通知等に基づき、「ひとり親家庭」などについては加点し、調整指数として優先利用に対応している。

⇒待機児童の発生状況、事前予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数等で優先度を高める

⇒どの事由について優先度を高めるか、各市町村で検討が必要


## 【市原市案】

項目	国の例示	本市基準案
優先利用等	<p>調整指数等により、優先利用を可能とする。</p> <p>①ひとり親家庭</p> <p>②生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)</p> <p>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</p> <p>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</p> <p>⑤子どもが障害を有する場合</p> <p>⑥育児休業明け</p> <p>⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合</p> <p>⑧小規模保育事業など、地域型保育事業の卒園児童</p> <p>⑨その他市町村が定める事由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況の考慮</li> <li>・幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子ども、放課後児童クラブの指導員の子ども</li> </ul>	<p>以下の項目以外は、左記に示すとおりに検討。</p> <p>③3才未満児保育所、小規模保育事業など、地域型保育事業の卒園児童(連携施設以外の施設への入園を希望する場合)</p> <p>⑨その他市町村が定める事由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況の考慮</li> <li>・認可保育所等に勤務する(勤務しようとする場合も含む)保育士等の子ども</li> </ul>

## 4-1-1. 【優先利用】概要①

### ■障がい児の優先利用について

現行：障がい児の優先利用は実施していない。あくまで「保育に欠ける」保護者の現状を考慮している。

新制度：受入施設・枠をあらかじめ設定し、事実上優先的に対応している自治体（主に都市部）があるため、その例を考慮する必要性が示されている。  国の例示を踏まえ、市原市でも実施する

○理由：

保護者の負担軽減を考慮する。

また、障がい児が他の児童との集団生活を行なうことによって、心身の発達を促され、社会生活に必要な基礎的能力を養成されることを目的とする。

## 4-1-2. 【優先利用】概要②

### ■保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況の考慮について

現行： 保護者の疾病・障害の状況及び生活保護世帯などについては考慮している。

新制度： 保護者の生活状況や生活困窮者自立支援法の施行（平成27年4月1日）等を踏まえ、世帯の経済状況を考慮した優先利用を検討。

### ■幼稚園教諭、保育士、児童クラブ指導員の子どもの優先利用について

現行： 現在のところ、職業を特定した優先は行っていない。

←保護者の「保育に欠ける度合い」が客観的な選考基準

新制度： 保育の量的拡大を支える保育士の人材確保の観点から、保育の利用を希望する保育士等の子どもの優先利用を検討。